

特記仕様書 [共通編]

- 1 本業務は、特記仕様書及び広島市調査・設計・測量業務等共通仕様書（及び別添）（令和5年9月）により施行すること。
- 2 業務の概要について
本業務は、平和大通り公園（仮称）の整備に当たって、本市が整備する区域の測量及び実施設計を行うものである。
詳細については、各業務編に明示する。
- 3 照査技術者の配置について
本業務においては、照査技術者を定めるものとする。
資格要件：本業務における管理技術者と同等の能力を有する技術者
- 4 測量業務における技術者の配置について
本業務においては、管理技術者、照査技術者とは別に測量業務における技術者（測量業務管理技術者及び測量業務照査技術者）を定めるものとする。なお、資格要件を満たしている場合には、管理技術者は測量業務管理技術者を、照査技術者は測量業務照査技術者を兼務することができる。
資格要件：測量業務管理技術者：測量士
測量業務照査技術者：測量士
- 5 建築設計業務における技術者の配置について
本業務においては、管理技術者、照査技術者とは別に建築設計業務における技術者（建築設計業務管理技術者、建築設計業務照査技術者及び建築設計業務担当技術者）を定めるものとする。なお、資格要件を満たしている場合には、管理技術者は建築設計業務管理技術者を、照査技術者は建築設計業務照査技術者を兼務することができる。
資格要件：建築設計業務管理技術者：建築設計業務委託特記仕様書のとおり。
建築設計業務照査技術者：建築設計業務委託特記仕様書のとおり。
建築設計業務担当技術者：資格を問わない。
- 6 担当技術者の配置について
本業務においては、担当技術者を定めるものとする。
資格要件：担当技術者：樹木医
- 7 再委託等について
本業務における総合的企画、総合的業務遂行管理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 8 貸与品等について
本業務において、次の業務等に係る資料を貸与する。
なお、「中1比治山庚午線自転車走行空間測量及び実施設計業務（4-1）」は履行中であるため、当該業務に係る資料の貸与時期等については、業務の進捗状況などを踏まえ、本市調査職員が別途示すものとする。
 - ・平和大通り建築可能範囲等調査業務
 - ・平和大通り交通量調査業務
 - ・平和大通りの利活用の推進に係るワークショップその他業務
 - ・中1比治山庚午線自転車走行空間測量及び実施設計業務（3-1）
 - ・中1比治山庚午線自転車走行空間測量及び実施設計業務（4-1）
 - ・平和大通り樹木生育環境現況調査業務（5-1）
 - ・平和大通り樹木管理指針（案）

9 地元協議等の立会について

本業務において、受注者は本市調査職員から地元協議等の立会の指示があった場合は、立会するとともに説明資料及び記録の作成を行うものとする。

10 関係機関との協議について

- (1) 本業務においては、関係機関（所轄警察署、道路管理者、労働基準監督署等）と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保するものとする。
- (2) 本業務においては、事前に各占有者（(例)NTT、中国電力、広島ガス、水道局等）と協議の上、実施すること。

11 電子納品について

- (1) 本業務は、電子納品対象業務である。
- (2) 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「手引」という。）に基づいて作成したものを指す。
- (3) 成果物は、「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-Rを原則とする）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）1部、原図（成果物として指定のある場合）一式を提出すること。
- (4) 電子納品にあたっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

12 打合せ協議について

本業務における設計業務については、基本仕様書のとおりとする。また、測量業務については、着手時、中間時（1回）、成果物提出時の計3回を予定している。

なお、業務着手時及び成果物提出時には、管理技術者が立会うこと。

13 ウィークリースタンス実施要領の適用について

本業務は「ウィークリースタンス実施要領」の対象業務である。実施要領に基づき、着手時協議時に取組目標を確認し打合せ簿に整理すること。